

○嘉手納町学習等施設条例施行規則

平成25年10月2日

規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉手納町学習等施設条例（平成18年嘉手納町条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の減免)

第2条 条例第10条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町が主催する行事等に利用する場合 免除
- (2) 町の社会教育関係団体及び公共的団体が利用する場合 免除
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校で本町に所在する学校が利用する場合 免除
- (4) 指定管理者が主催する場合 免除
- (5) 町内に居住する幼児（小学校入学前の者をいう。）、児童、生徒及びその保護者が利用する場合（専用利用の場合を除く。） 免除
- (6) その他指定管理者が必要と認める場合 5割減額又は免除

2 前項の規定は、冷房の利用に係る料金については、適用しない。ただし、前項第1号及び第4号に規定する場合並びに同項第2号、第3号及び第5号に規定するもののうち指定管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用料金の還付)

第3条 条例第11条ただし書の規定により利用料金の還付をすることができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害その他の事故により利用できなくなった場合 全額
- (2) 利用日の5日前までに利用の取消許可を受けた場合 半額
- (3) その他指定管理者が必要と認めた場合 全額又は半額

(遵守事項)

第4条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設利用者名簿に記入してから入室をすること。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、若しくは喫煙し、又は許可を受けないで火気を使用しないこと。

- (3) 許可を受けないで壁面、柱、扉等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (4) 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (6) その他指定管理者の指示すること。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。